

第9回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成26年3月17日(月) 午前10時5分～午前11時43分
- 2 場 所 平塚市役所本庁舎4階 C会議室
- 3 出席委員 5名
塩原真理子、中井祐、西村幸夫、水沼淑子、宮川理香
- 4 欠席委員 0名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 小山田良弘
まちづくり政策課
課長 小野間孝
課長代理 岸正人
主査 田中智
主査 木原友生
主任 千葉貴英
主任 中川純代
技師 中島大輔
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 1名
- 8 あいさつ
- 9 議事
(1) 報 告 景観重要樹木の指定について
(2) 報 告 天沼地区都市計画提案について
(3) 報 告 ツインシティ大神地区の景観形成について
(4) 報 告 新環境事業センター完成について

[審議会開会 午前10時05分]

(会長)

それでは、これより第9回平塚市景観審議会を開会いたします。

本日、全員出席での会議となります。従いまして平塚市景観規則第45条第2項の規定により会議は成立しております。また、会議は、平塚市情報公開条例に基づき公開での審議となります。本日の審議会の議事録署名人は、わたくしと、中井祐委員といたしたいと思っておりますのでご了承願います。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方は1名おります。それでは、傍聴者の入場をお願いいたします。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。先ほど事務局からお渡しいたしました「傍聴者の遵守事項」をお守りください。守られない場合は、平塚市景観審議会傍聴要領にしたがいまして、退場していただくことがありますので、ご承知おきください。それでは議事に入ります。先程、平塚市景観計画が建築学会60周年記念事業の自治体まちづくりグッズ賞に選ばれたということで、おめでとうございます。

私は、この策定に関わっており懐かしい思い出があります。この計画はリングファイル方式となっております。思想としては景観要素シート等、あとから付け加えることができるようにしてありますが、あまり追加された形跡はないようです。あまり機能していないようです。また、もう一つ、策定過程でも資料の差替えができるようにしましたが、一度差替えを忘れるとその後の差替えが非常に困難になってしまうとの記憶があります。

それでは、本日は報告事項が4つあります。まず、1つ目の「景観重要樹木の指定について」です。事務局から説明がございました。

(事務局)

それでは、「景観重要樹木の指定について」報告をいたします。パワーポイントの画面にてご説明いたします。配布資料は同様の内容ですので、後程ご覧ください。

本日の報告は御覧の順番に沿って説明させていただきます。1番にこれまでの経緯、2番に指定までの今後の流れ、3番に第8回景観審議会の意見と対応状況について、4番に候補樹木の紹介をいたします。各項目の詳細は括弧内の文書に記載しております。また、候補樹木1件ごとに説明をいたしますので、約20分程度の報告となります。よろしくお願い致します。

それでは、「1 これまでの経緯」についてご説明させていただきます。昨年景観重要樹木の候補樹木の募集を市民公募により行いまして、合計27件の応募がありました。

次に、応募のあった樹木について、評価を進める前に所有者又は管理者に対し、指定の可能性等について事前承諾の確認を行い、承諾を得た樹木について、評価項目①

をまちづくり政策課が評価を行いました。評価項目①は「道路その他の公共の場所から容易に見る事ができるか」という内容です。

続きまして、評価項目②の評価についてです。こちらは「平塚市学芸員、みどり公園水辺課、まちづくり政策課」が評価しております。評価項目②は4項目ありまして、順に説明をさせていただきます。評価項目②-1「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有する樹木」、②-2「景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木」、②-3「樹木が健全である」、②-4「樹容が美観上特にすぐれている。」以上となります。これまでの項目が既に終了している内容です。

次に「2 今後の流れ」を説明いたします。評価項目①②の項目を満たした樹木について、評価項目③の評価を行います。評価内容については、市民投票と、自治会等へのインタビューとなります。市民投票とインタビューによって、更に選定された樹木の「評価項目②の評価内容」について、樹木医、平塚市学芸員によってより細かな助言、評価を行います。景観重要樹木の指定要件となる評価については以上となります。

評価が終わりましたら、次に所有者又は管理者に意見を伺います。この項目が指定についての最終確認となります。確認の取れたものが指定候補として最終決定します。次に庁内組織であります景観推進会議へ報告し、景観審議会への諮問を行いまして、景観重要樹木への指定は今年の11月を予定しています。その後、審査結果の公表をいたします。また、今回評価結果が満たさないため指定に至らなかった樹木や、所有者の承諾が得られなくなった樹木については、景観要素としての検討を予定しております。今後の流れの説明は以上です。

次に「3 第8回景観審議会の意見と対応状況について」ご説明いたします。意見は全部で三つあり、一つ目の意見は「民間所有の樹木で、他人から推薦された樹木について評価前に所有者の了解を得るなど丁寧に考えてほしい。」とご意見いただきました。対応状況としまして、樹木所有者へ、評価前に景観重要樹木の説明と指定の手順について説明し、事前承諾を得るようにしています。また、指定候補とする前に再度承諾を得る予定です。

二つ目は、「前回指定時に同意の得られなかった扇松のように評価項目を満たしたのに、評価とは違う理由で指定できないのは変に感じるがどうか」とのご意見いただきました。対応状況としまして、景観法第28条第2項では、指定前に所有者から意見を聴かなければならないとしております。更に評価前に景観重要樹木の説明と指定の手順について説明し、事前承諾を得ることとしております。

三つ目は「補助金制度は景観重要樹木の制度を機能していくために良い考えであり、今回の指定に間に合うようスケジュール検討していくべきである。」との御意見いただきました。対応状況としまして、財政当局と協議中ですが、事業のスクラップアンドビルドの中で、予算の捻出についても検討をしています。また、本市の緑化基金の

活用も所管課との協議の中で検討していきます。第8回景観審議会の意見と対応状況についての説明は以上です。

次に「4 候補樹木の紹介」をいたします。所有者の承諾が得られた樹木又は、現在、所有者と協議中の樹木から先に説明いたします。こちらは市全域の地図でございまして、樹木イラストがある位置が樹木の所在地となります。合計12件です。また、承諾を得られなかった樹木又はその他の理由により対象とならなかった樹木15件については、そのあとに説明いたします。

それではNo.1から順にご説明いたします。それぞれの樹木の「所有者の事前承諾、保全樹の指定、評価結果」について、表形式にまとめております。また、評価結果は総括的な説明とさせていただきます。なお、評価項目②の4項目の結果については、資料1-2に項目別に記載しておりますので宜しくお願いします。

こちらは「No.1 スダジィ」です。景観重要樹木第1号メタセコイア並木と同じ、平塚市総合公園内にあり、保全樹として指定されています。周辺はこのようになっています。A地点、B地点から撮影した写真は、このとおりです。葉っぱのついている正面の樹木が候補樹木です。公園内ということで誰もが容易に見る事ができます。このスダジィは総合公園となる前の海軍火薬廠時代から生育していたと考えられます。この場所は、総合公園の散歩道の一部にあり、周囲の樹木や植栽、芝生等と相まって、潤いと安らぎのある景観となっており、その中で当該樹木は、樹高とともに横に広がった枝により見事な樹形で、強い存在感とともに、この場所の景観の中心となっている樹木といえます。健康面についても特に問題はありませので評価項目①、②とも○(まる)の評価です。

次は、「No.2 ケヤキ並木」です。所在地は東海大学内です。周辺はこのようになっています。東海大学のキャンパスを南北に貫く大通りに面したケヤキ並木です。A地点、B地点から撮影した写真はこのとおりです。候補樹木は街路樹の並木です。本数は190本となります。大通りに面したケヤキ並木は視認性も良く、一般開放されているため誰でも容易に見る事ができます。緑豊かな東海大学内においても存在感があります。夏場はやすらぎを感じる木陰を作り、紅葉や落葉などの季節景観の特徴も有しております。地域住民や学生の生活に密着していることからこの場所の景観形成において重要な樹木といえます。健康面についても異常は無く、樹容も適切に管理され整っていますので、評価項目①②とも○(まる)です。

次に、「No.3 ケヤキ」です。所在地は前鳥神社内です。保全樹として指定されています。前鳥神社は、平安時代に記された「延喜式神明帳(えんぎしきじんみょうちょう)」に記されている歴史ある神社です。周辺はこのようになっています。A地点、B地点から撮影した写真は、このとおりです。候補樹木はB写真正面のケヤキです。神社の境内にあるので、視認性も高く容易に見る事ができます。緑豊かな前鳥神社の社寺林で、御神木である当該樹木は、他の樹木よりも一際存在感があり、歴史ある神

社の社との景観形成においても重要な樹木となっています。健康面についても問題はなく、樹容も良く管理がされていますので、評価項目①②とも○（まる）です。

次に「No.4クスノキ」です。所在地はNo.1のスタジィと同じく平塚市総合公園内で、保全樹として指定されています。周辺はこのようになっています。A地点、B地点から撮影した写真は、このとおりです。候補樹木は写真正面のクスノキです。こちらも先ほどのスタジィと同じく、海軍火薬廠時代から生育していたと考えられ、他の樹木よりも突出した存在感が認められます。また、公園内にありますので容易に見る事が出来ます。総合公園の平塚のはらっぱは、人々がくつろぐことのできる広い芝生が広がり、安らぎのある空間を醸し出しているとともに、子供達をはじめ来園者の笑顔が溢れる賑やかな景観を創りだしています。その中であって当該樹木は、ひときわ目立つランドマーク的な存在として認知され、周辺の景観を決定づける大切な樹木となっています。健康面についても異常は無く、樹容も適切に管理がされていますので、評価項目①②の評価は○（まる）です。また、クスノキは市民の木としても位置づけられています。

次に「No.5サクラ並木」です。2級河川の渋田川の堤防に面した並木となります。周辺はこのようになっています、対象区間は緑の矢印の通りです。A地点、B地点からの写真は、この通りです。候補樹木は堤防の上のソメイヨシノの並木で、本数は94本です。御覧のとおり、川に面していますので誰もが容易に見ることができます。350mに渡る94本のサクラ並木が創出する季節景観は、景観上の特徴を有しており、自然護岸が残る河川や、当該樹木の花見などで土手を歩く人々、また、広く見上げることができる空といった風景により、うるおいとやすらぎのある景観を作り出しています。当該樹木は、その構成要素の大部分を占める樹木であり、この地域の景観を特徴づける重要な樹木であるといえます。この写真はこの地区で毎年開催される桜まつりの様子で、多くの方々が花見を楽しんでいます。健康面についても問題はなく、樹容も適切に管理がされていることから、評価項目①②の評価は○（まる）です。

次に「No.6タブノキ」です。王子稻荷という祠のご神木で、保全樹に指定されています。周辺はこのようになっています、A地点、B地点からの写真は、このとおりです。候補樹木は写真正面のタブノキです。道路に面しているため、視認性が高く容易に見る事が出来ます。空襲で焼失した市街地の中で、希少価値があり存在感のある樹木ではありますが、周辺は一般的な住宅街で、樹容の割に極小な土地にあり、樹木と周辺を含めた景観としては良好な景観を形成しているとまではいえません。また、枝の高さに電線がかかり、主たる視点場からの景観が損なわれてしまっています。健康面については、維持管理上好ましくないとされる、根本から芽が出る現象「蘖（ひこばえ）」が、このように多く見られ、全体的に葉のツヤ、色及び木肌が良いとはいえない状態でした。また、樹容も強剪定の跡が多く見受けられましたので、評価項目②-2、3、4が×（ばつ）評価となっています。

次に「No.7タブノキ」です。柳町西公園の五霊社という祠の御神木で保全樹に指定されています。周辺はこのようになっています。A地点、B地点からの写真は、このとおりです。候補樹木は写真中央のタブノキです。道路に面しているため、視認性が高く容易に見る事ができます。No.6のタブノキとほぼ同じ地区に位置しており、空襲で焼失した市街地の中で、希少価値があり存在感のある樹木ではありますが、周辺は一般的な住宅街で、樹容の割に極小な土地にあり、樹木と周辺を含めた景観としては良好な景観を形成しているとはまではいえません。また、電線にかからないように強剪定しており、樹容が崩れてしまっています。健康面についても、このように主軸に大きな枝折れがあり、その枝折れ部から腐食も激しく進行してしまっていたので、健全とはいえないものでした。よって評価項目②-2、3、4が×（ばつ）の評価となっています。

次に「No.8サクラ」です。平塚市西部の広川地区八幡神社という神社の樹木群となります。こちらは所有者及び管理者が複数おりますので、現在関係者様で協議をいただいております。周辺はこのようになっています。A地点、B地点からの写真は、このとおりです。候補樹木は赤丸に囲まれた鳥居周囲のサクラ7本となります。道路に面しておりますので、容易に見る事ができます。緑量のある社寺林を構成する樹木として自然景観の特徴がありますが、当該樹木は他の樹木よりも突出した存在感があるとはいえ、良好な景観を形成しているとはまではいえないと評価しています。また、一部腐食してしまっている樹木が多く、枝折れしているものや、既に倒木してしまっている樹木もありましたので②-2、3、4が×（ばつ）となっています。

次に「No.9スギ、ヒノキ、クスノキ」です。平塚市西部の南金目神社の樹林の一部が候補となります。保全樹として指定されています。周辺地図はこのようになっています。A地点、B地点からの写真は、このとおりです。候補樹木は、鳥居右側の樹木3本です。まず、公道から、見る事ができますので視認性は高いといえます。こちらも緑量豊富な社寺林を構成する樹木ではありますが、周囲の樹木と枝や葉が重なり、突出した存在感があるとはまでは言えず、この場所の景観形成において重要なものとはまでは言えないと評価しています。また、写真正面に移る電柱及び電線によって、神社入り口の視点場からの景観が損なわれてしまっています。健康面については問題も無く、強剪定跡もありませんでした。よって評価項目②-2が×（ばつ）評価となっています。

次に「No.10サクラ」です。東海大学の武道館門付近の樹木が候補となります。周辺地図はこのようになっています。A地点、B地点からの写真は、このとおりです。対象は門の東側、西側に位置する赤丸に囲まれたサクラ合計13本です。道路側に面して樹木がありますので、道路から容易に見る事ができます。この場所は、大学の敷地内の豊かな緑や植栽、木造の山門により、昔ながらの味わいのある景観を作り出しているとともに、花見の季節を毎年地域の方々を楽しみにしている場所となっています。

す。その中にあって、当該樹木は、樹高も高く枝振りも立派で、ひときわ存在感があり、春にたくさんの花を咲かせることから、この地域の景観の中で重要な役割を果たしている樹木といえます。健康面においても問題はなく、樹高や太さのバランスも良いため樹容が整っていますので、評価項目①②の評価は○（まる）です。

次に「No.1 1 ボダイジュ」です。丘の上に位置する歴史ある芳盛寺の敷地内の樹木です。周辺はこのようになっていまして、A地点、B地点からの写真はこの通りです。候補樹木は、矢印先の樹木となります。A写真ですと、高さがある樹木の左側の樹木です。芳盛寺は一般開放されているため、視認性は高いといえます。当該樹木は歴史ある芳盛寺の緑を構成する樹木で、樹種も希少性のあるものであるが、周囲の樹木と枝や葉が重なっていることや、A写真の右隣に候補樹木よりも存在感のある樹木があり、この場所における景観形成において重要な樹木とまではいえないものと評価しています。健康面は問題無く、樹容は適切に管理がされております。以上のことから評価項目②-2が×（ばつ）評価となっています。

次に「No.1 2 ケヤキ」です。平塚市西側の土屋地区熊野神社の御神木ケヤキです。周辺はこのようになっていまして、A地点、B地点からの写真はこのとおりです。候補樹木は鳥居左側のケヤキです。当該樹木は道路に面しており、視認性は高いといえます。周囲に樹木が無くランドマーク的存在的であり、御神木の存在感をしっかりと感じる事ができます。しかしながら、強剪定された樹容から、周囲に良好な景観を特徴付けるとまではいえず、この場所の景観形成に重要とまではいえないと評価しております。また、健康面においても、このように欠損や腐朽の処置はしていますが、このように主軸の枝折れから、その部分から腐朽してしまっており樹容も崩れてしまっています。よって評価項目②-2、3、4が×（ばつ）評価としています。

次は、所有者の承諾が得られなかった樹木を紹介いたします。第一回の指定で所有者の承諾が得られなかったクロマツです。今回も道路法の建築限界の理由により承諾が得られなかったものです。既に評価は第一回で終えておりますので、引き続き管理者と指定に向け協議を行っていきます。

こちらは、公園の外周部にあるメタセコイア群です。現在地域住民の「保全意見」と「伐採意見」が混在していると回答があり、承諾を得られなかったものです。

このサクラもクロマツと同じく、建築限界を下回ってしまっている枝が多く車両と接触する事例が多数報告されており、今後強剪定等の景観を大きく変更する行為を行う可能性が高い樹木であるため、難しいとの意見により承諾が得られませんでした。

こちらは海側のクロマツ樹群です。所有者から「行為制限がかけられると困る」など維持管理上の意見が挙げられ、承諾を得られませんでした。

住宅街にありますシイノキです。かなり老朽化が進み、今後維持管理が難しいと意見があり、承諾を得られなかったものです。

このサクラは、第1回目の指定に候補として上がった樹木ですが、このように老朽

化が進み、健康面に問題があり今後維持していく事が難しいと管理者から回答があり、承諾を得られませんでした。

こちらは川に面するサクラ群ですが、樹木の大半が老木であり、この写真のように、腐朽してしまっているものが多くあります。また、当該箇所において大雨の施設被害が生じており、今後護岸工事等の改修の必要性が高い箇所であるため、維持することが難しいと回答があり、承諾を得られませんでした。

こちらは神社の社を取り巻く樹群です。こちらも行為制限による維持管理上の意見から承諾を得ることができませんでした。

神社の社を取り巻く樹群です。こちらも行為制限による維持管理上の意見から承諾を得ることができませんでした。

この生垣は、今後維持管理していくかわからないと回答があり、承諾を得られなかったものです。

この生垣についても同等の理由です。

このケヤキは本市区画整理地内に位置しており、将来的に公園となる場所となります。今後公園整備により、周辺を取り巻く環境が大きく変更することから、現段階では承諾できないとの回答でした。

この樹木は根上がりにより、樹木が大きく傾き、倒木の危険性があるため強剪定した経緯があります。以上のことから所有者から今後維持していくかわからないとの回答があり、承諾を得られなかったものです。

このシダレザクラは老木であり、今後維持管理していく事が厳しいという意見がありましたので、承諾が得られなかったものとなります。

こちらの樹林については、景観重要樹木指定要件に「樹林地を一体的に指定することはできない」としているため、指定候補の対象外となった樹木です。

このヤナギは金目川の中州にあり、大磯町との境界付近に位置する樹木でした。調査を行った結果、大磯町の樹木であったため対象外という結果としております。

景観重要樹木の候補樹木の紹介は以上となります。評価項目①②の結果が○(まる)評価の樹木はNo.1のスダジィ、No.2のケヤキ並木、No.3のケヤキ、No.4のクスノキ、No.5ソメイヨシノ、No.6のサクラとなります。

景観重要樹木の指定についての報告は以上となります。

(会長)

一番最後の写真のサクラはNo.6ではなく、No.10ですかね。

(事務局)

失礼しました。No.10東海大学のサクラとなります。

(会長)

わかりました。報告はここまでですかね。

今の段階は資料1-1でいきますと、二重樫のどこまで進んでいるということで、三つ目の所まで終わっているということですね。そうするとこれからこの6件に関して市民投票を行う報告があったということですね。皆さんいかかでしょうか。

(会長)

では、私からNo.5のサクラ並木のところの資料を見ると愛護会が選んだとありますが、愛護会とはどのような愛護会でしょうか。サクラ並木の愛護会でしょうか。

(事務局)

直接サクラ並木を管理している団体ではなく、他地区の公園愛護会から推薦があったものです。推薦された意見としましては、桜まつりに参加し、この並木に親しみを持つ団体であります。直接管理しているものではないです。

(会長)

わかりました。

これから先少しずつ進めていくと思いますが、今回残らなかった樹木は、それ以後の課題ということで、景観計画の景観要素として今後上手く検討いただければと思います。まずは、問題ない樹木から進めていくということですね。よろしいでしょうか。

それでは次に行きたいと思います。天沼地区都市計画提案についてです。

(事務局)

平成25年1月17日に日産車体株式会社から提出された天沼地区都市計画提案書につきましては、第7回景観審議会にて御意見をいただいております。

今回、報告いたします項目は4つとなります。

天沼地区都市計画提案の概要と提案された天沼地区の地区計画、第7回景観審議会の意見と対応状況、それから、参考として都市計画提案に係る手続きの抜粋について説明いたします。

スクリーンをご覧になりながらお聞きください。

はじめに、提出された天沼地区の都市計画提案の概要を説明させていただきます。資料2-2の「天沼地区都市計画提案（概要版）」に記載しております。

都市計画提案としまして、用途地域の変更、高度地区の変更、防火・準防火地域の変更、地区計画の決定の4種類が提案されております。

「地区計画の決定」の提案内容について説明いたします。

地区計画の地区の区分としましては、住宅地区A・Bと医療・福祉地区、商業地区

A・B、工業地区の6地区となります。

地区施設としましては、区画道路、公園が2箇所、区画道路沿いの緑道、商業地区AとBの歩行者通路、工業地区の周囲の植栽帯が提案されております。

次は提案された天沼地区の地区計画の「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」について詳しく説明いたします。

資料2-1の「2. 提案された天沼地区の地区計画」に記載しております。

提案地区独自の基準として、色彩基準や屋外広告物等に関する制限が提案されております。1番、6番が色彩基準で、2番から5番及び7番が屋外広告物等に関する制限となっております。

1番につきましては、第7回景観審議会でもご説明いたしましたが、建築物の外観及び工作物の表面の色彩に関する内容で、「平塚市景観計画」の景観形成基準を準用する内容となっております。

2番につきましては、屋外広告物の掲出内容を規制する内容となっております。開設される大型商業施設等により本地区には来客等で多数の人の往来が見込まれ、広告需要が増加する地域と考えられます。何も手段を講じないと広告物が乱立し、良好な景観が阻害される恐れがあるため、本地区内の施設に限定して掲出を認めるものとしております。

3番、4番につきましては、屋上広告物と壁面広告物の設置を規制する内容となっております。屋上広告物や壁面広告物は、建築物の上部や壁面から突出して掲出されるものであり、建築物の外観を損ねたり、通りの景観の阻害要因となってしまうことから、設置を禁止するものとなっております。

5番につきましては、壁面広告物と広告塔・広告板に関する高さや面積などを規制する内容となっております。

6番につきましては、屋外に設置する自動販売機の色彩を規制する内容となっております。自動販売機は都市景観や街並みを構成する一つですが、販売会社のコーポレートカラーなどの彩度の高いものが多く、周辺環境との調和が図られていない現状となっております。このことから、自動販売機の外装の色彩を規制しております。彩度の基準に関しては、清涼飲料自販機協議会が制定している「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」を準用しております。

7番につきましては、光源を用いる屋外広告物の高さを規制する内容となっております。光源を用いる屋外広告物は、同じ位置に設置した場合においても、情報発信性がつよいため騒々しいイメージを与えてしまいます。このことから、光源を用いる屋外広告物の高さを規制しております。高さに関しては、平塚市屋外広告物条例の都市のシンボル軸特定区域の値を準用しております。

なお現在、提案された都市計画提案に対して、市の評価をしており、字句の修正を検討しております。

次に、第7回景観審議会の意見と対応状況について説明いたします。

資料2-1の「3. 第7回景観審議会の意見と対応状況について」に記載しております。第7回景観審議会としましては、4点の意見を頂きました。

1点目は「提案区域は、景観上重要な区域である」という意見であり、「良好な景観づくりを推進していきたい」という回答いたしました。なお、さきほど地区計画の制限について説明いたしましたが、ネオン照明（露出）、点滅照明、及び動光、電光表示装置の高さにつきましては、屋外広告物条例都市のシンボル軸特定区域を参考としております。

2点目は「近年の商業施設のデザインの傾向や、色による耐候性の違い、当該計画地の商業地としてのイメージについて」の御意見をいただき、「平成26年度秋頃に提案される予定の商業施設の計画に対し、御意見を伺いたい」という回答をいたしました。商業施設の計画が提出されましたら、景観審議会において、御意見を伺いたいと思っております。

3点目、4点目につきましては、地区計画の緑道1号の実現と公園の位置や形状について御意見を頂き、関係課及び事業者と協議していくと回答しておりました。こちらの対応状況を、詳しくご説明いたします。

スクリーンに映っておりますのは、都市計画提案時の地区施設の位置や形状です。資料2-3の通り、公園2号・植栽帯1号・緑道1号・緑道2号による「緑の大軸線」を、さらに充実させるために、公園2号の形状を区画道路1号に、より多く接するような形状に変更し、市案としたいと考えております。

また、住宅地区Aと工業地区の間の緩衝・遮蔽帯としての役割を高めるために、植栽帯2号の幅を3mから5mに変更することと、公園1号を区画道路2号に、より多く接するような形状に変更し、市案としたいと考えております。

次に参考として都市計画提案に係る手続きの抜粋を説明いたします。資料2-1の「4. 都市計画提案に係る手続き（抜粋）」に記載しております。

平成25年1月17日に日産車体株式会社からの都市計画提案を受理し、平成25年2月及び3月にかけて都市計画提案の縦覧や説明会を行い、平成25年4月に都市計画提案に対する市民からの意見書・それに対する見解書の公表をいたしました。現在、市の最終的な評価を行うための手続きを進めておりには、都市計画決定・変更原案を作成し、「都市計画決定手続き」に進んでまいります。都市計画決定・変更告示としましては、平成26年度中を予定としております。

以上が天沼地区都市計画提案の内容でございます。

(会長)

ありがとうございます。

以前も報告がありましたが、現在は大半が工業専用地域となっており、工場以外は建てられませんでしたが、このように商業施設や住居を建てられるようにし、その所の道路に緑道をきちんと這わせるという提案内容だったかと思います。ご質問があれば、よろしくお願ひします。

質問ですけれども、工業地区の西側の植栽帯だけ3 mから5 mに変更となり、他の断面では変わっていないのですか。

(事務局)

地区施設的には変わっておりません。

資料2-3を見ていただくとわかるのですが、上の図は、既存で残る工業地区と住宅地区の環境を向上ということで、工業地区の西側の植栽帯を3 mから5 mへ指導していくというものです。また、住宅地区側の公園の形状を変更し、住宅地区のバッファ的にバランスのいい樹木の配置を指導していきたいと考えております。

下の図面は緑の大軸線の形成ということで、区画道路1号の断面ですが、商業地区側の緑道は3 m、工業地区側の植栽帯は3 mということで、当初からこの幅は変わらないのですが、緑道と植栽帯の樹木を連続したものにすることで、駐車場を予定している商業地区Bについても樹木を誘導していきたいと考えております。また、医療・福祉地区の公園2号の樹木の配置についても、道路に面するような樹木の配置とし、シンメトリーな街路景観の形成を目指し指導していきたいと考えております。以上です。

(委員)

住宅地区Aは、戸建て住宅を想定しているのですか。

(事務局)

はい、戸建て住宅を想定しております。

(委員)

住宅地区の中に、区画街路がたくさんあるということですね。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

都市計画決定はいつでしょうか。

(事務局)

最後のスケジュールで説明しましたが、まだ都市計画提案を市の方で受けるという判断の前の段階で、今説明したような指導の内容について事業者側と関係機関で協議しております。道路関係につきましては、神奈川県警と協議をしており、概ね今月中に了したいと考えております。

最終的な都市計画の告示については、来年度の秋頃を目指し、都市計画手続きを進めていきたいと考えております。

(委員)

異論があるというわけではないのですが、1点気になる所があるとすれば、公園1号が、子供の利用を主体とした自由な遊び場機能を担うことを想定した形状で、かつ住宅地区Aが戸建て住宅中心となるのであれば、工業地区と住宅地区の間のバッファとなる街路に面した位置ではなく、もう少し住宅地の中に囲い込み、北側の人たちも利用できる位置がいいのではないかと思います。参考意見です。

(会長)

東側は工場なので、東側からのアクセスはないということですよ。
他に何かありますか。

(委員)

区画道路1号は、資料2-2では自転車歩行者道となっていて、資料2-3では自転車道の歩道を分けた形となっていますが、歩道の中に自転車の通行部が出来るということですか。

(事務局)

当初の都市計画提案では、自転車歩行者道という形で、4.5mの歩道の中に自転車が通れるよう、線を引くという内容だったのですが、道路管理者や警察関係と協議の中で、歩行者の安全を確保していくには、歩行者自転車を分離するという内容となりました。そのため、車道幅員を広くすることとなり、事業者へ提案の変更を指導していくこととなっています。

(委員)

その方が理想的だと思います。

(会長)

商業地区Aの中に駐車場もあるのでよね。

そうすると、渋滞し、車列もでき、自転車道にも影響がでてくると思いますが、どの辺から駐車場に入り、どういう形で車が流れると考えていますか。

(事務局)

警察署と協議をしている状況ですが、基本的には東西の区画道路1号から出入りを考えています。

主に東側の国道129号から区画道路1号に入り、商業地区Aの駐車場に左折インします。商業地区Bは駐車場専用となりまして、区画道路2号との交差点を右折し、駐車場に入ります。一部駅前大通り線から区画道路1号に入り、商業地区Bの駐車場に左折イン左折アウトします。

商業地区AとBを結ぶ車の上空通路の計画も予定されております。

(会長)

商業地区Bは駐車場のみの建物となるのですか。それとも、歩道に面した所に、商店は入るのですか。

(事務局)

今のところ、商業地区Bは駐車場と駐輪場と聞いております。

そういった関係もありまして、資料2-3の緑の大軸線の2番目の図の商業地区AとBの断面のとおり、商業地区Bにも壁面後退を設定しており、緑地を誘導していきたいと考えております。

(会長)

歩く人からすると、駐車場の脇はあまり歩かないので、若干アクティビティーが偏ることになると思います。

(会長)

事業者は都市計画提案をする時に近隣住民に説明していると思いますが、そこでは、どのような意見が出ているのでしょうか。

(事務局)

提案の資料の中で地元住民への周知というものがあまして、この中で2度説明会を開催しております。

意見としましては、基本的には反対意見はありません。ただし、交通渋滞や夜間の

騒音等を心配しているという意見があり、今後、大規模商業施設の出店にあたり、その中で改めて説明すると事業者から説明があり、その旨の報告をいただいております。

(会長)

都市計画が変更となる時に、また景観審議会に諮るのでしょうか。

(事務局)

都市計画の変更の際には、景観審議会に諮る予定はありませんが、今後大規模商業施設等の建築物の提出がされた時には、景観審議会に報告をしたいと考えております。

(会長)

デザインとか色彩とかですね。よろしいですか。

(会長)

それでは、三番目の「ツインシティ大神地区の景観形成について」です。事務局お願いします。

(事務局)

ツインシティ大神地区につきましては、第8回景観審議会でご意見をいただいております。今回、報告いたします項目は4つとなります。ツインシティ大神地区に係る都市計画決定・変更案の概要とツインシティ大神地区の地区計画、第8回景観審議会の意見と対応状況等について、それから、参考としてツインシティ大神に係る都市計画手続きについて御説明いたします。スクリーンをご覧になりながらお聞きください

はじめに、ツインシティ大神地区に係る都市計画決定・変更案の概要を説明させていただきます。資料3-2の「ツインシティ大神地区に係る都市計画決定・変更案(概要版)」に記載しております。

ツインシティ大神地区に係る都市計画決定案件としましては、区域区分の変更、3路線の都市計画道路の変更、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の変更、高度地区の変更、都市計画下水道の変更、土地区画整理事業の決定、地区計画の決定がございます。この後、説明します地区計画の地区施設において、富士山への眺望の確保の説明をいたしますが、都市計画道路が関係しますので、詳しく説明いたします。

先ず、平塚都市計画道路の変更3・3・3号八王子平塚停車場線の説明をさせていただきます。ツインシティ大神地区の区域内となる部分について、右折レーンを設けるため、ツインシティ大神地区内の幅員を22mから27mに変更します。また、交流型情報ステーションの一部を休憩施設として、都市計画道路の区域とします。次に、3・4・9号倉見大神線ですが、この道路は、相模川に新橋を架け、寒川町とツイン

シティ大神地区を結ぶ道路となります。平塚市で決定する区域は、平塚市と寒川町の行政界までとなります。

最後に、3・4・10号ツインシティ大神線です。この道路は、地区南側の交通を補完する役割を持つ道路となります。北側には、トランジットセンターという交通広場が区域に含まれます。続きまして、「地区計画」について説明いたします。資料3-2及び資料3-3に記載しております。

本地区は、本市の北の核として、環境との共生を理念とした新たな産業や業務機能などの集積を目指し、また、産業機能、商業・業務機能、居住機能などの都市機能をバランスよく配置し、多くの市民や情報が交流し、吸引力のある環境共生のまちづくりの実現を図ることを目標として地区計画を決定するものです。地区計画の「地区の区分」としましては、大きく、産業系ゾーン、複合系ゾーン、住宅系ゾーンの3つの地区からなります。また「地区施設」としましては、都市計画道路3・4・9号倉見大神線を補完する役割や富士山の眺望を確保する目的として区画道路1号を、都市計画道路3・4・10号ツインシティ大神線を補完する役割や富士山の眺望を確保する目的として区画道路2号を地区施設として位置付けます。

産業ゾーンの外側には、環境共生モデル都市として周辺農地と調和を図るため、産業ゾーンのそのほかの外周部には、緩衝緑地として整備するため、植栽帯を地区施設として位置付けます。

なお、複合地区の外周部については、植栽と歩行者の共存ができる公共空間の整備により、みどり豊かな空間の確保やにぎわいの創出を目指し、緑道を地区施設として位置付けます。

次に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限についてです。資料3-2、資料3-3に記載しております。

建築物、工作物及び敷地等は、平塚市景観条例第6条第1項の規定により定めた平塚市景観計画に定める景観形成基準に従うとともに、河川や広大な田園等の周辺環境との調和、並びに富士山等の山並みへの眺望に配慮した配置、規模及びデザインとし、ゆとりあるやすらぎ空間を創出するとしております。また、屋外広告物に関しましては、富士山等の山並みへの眺望の配慮から、屋上広告物を規制する内容としております。

次に「第8回景観審議会の意見と対応状況について」と「県・市合同公聴会における公述意見の要旨と県及び市の考え方について」説明いたします。資料3-4に記載しております。第8回景観審議会としましては、1点の意見を頂きました。「新幹線沿線なので新幹線の乗客に対し屋外広告物を無くすよう配慮してほしい」という意見に対し、「地区計画で屋上広告物の設置を禁止したい」という回答いたしました。現在の対応状況に関しましては、先程も説明いたしましたとおり、屋上に屋外広告物を設置し、又は屋外広告物を掲出する部材を設置してはならないという内容を入れるこ

とを検討しております。

続きまして、平成25年10月11日に開催されました県・市合同公聴会におきまして、2名の市民の方から景観に関する意見をいただきました。2名の方の景観に関する意見は、共に、「富士山等への眺望に配慮してほしい」という内容で、県及び市の意見としましては、さきほどご説明した通り「富士山等の山並みなどの眺望については、幹線道路の交差点付近からそれらの眺望が得られるように、都市計画道路や地区施設としての道路の位置を決定しています。」と回答しております。

次にツインシティ大神地区に係る都市計画手続きの抜粋を説明いたします。資料3-1の「4. ツインシティ大神地区に係る都市計画手続き（抜粋）」に記載しております。

昨年度より都市計画決定・変更原案の説明会や縦覧及び公聴会などを実施しました。

公聴会や地区計画原案つきましては、意見要旨やそれに対する見解をまとめ、ホームページや市の窓口で意見に対する県及び市の考え方を公表しております。それらを踏まえ、都市計画決定・変更案を作成しております。

その後、都市計画決定・変更案説明会を平成26年2月9日、2月12日に行い、法定縦覧を2月14日～2月28日の期間で実施いたしました。

今後、皆様から頂いた意見書の要旨とそれに対する見解をまとめ、意見・見解書を作成し、ホームページや市の窓口で公表いたします。その後、環境アセスメントの手続きや土地区画整理事業の手続きを進め、都市計画変更案については、県や市の都市計画審議会に付議し、最終的に、都市計画決定・変更告示を行う流れとなります。都市計画決定・変更告示としましては、平成26年度早い時期を予定しております。

以上がツインシティ大神地区の景観形成の内容でございます。

(会長)

ありがとうございました。

これはツインシティということで2つありますが、一つは寒川町にあって、新幹線の駅ができることを前提とする計画です。何かありますでしょうか。

(会長)

新幹線の駅は、全く不透明であると思いますが、その計画とツインシティ計画のスピードについては、連動する関係となっていますか。ツインシティの計画がどんと先に進むこととなりますが、どうですか。

(事務局)

こちらは、面積が40ヘクタールを超えますので、神奈川県環境アセスメントの手続きを進める必要がありますことから、平塚市側を先に進めております。そして、

その後、計画決定は寒川側と平塚側は同時に行うこととしています。

(会長)

今の話では、決定は平成26年度の早い時期となりますか。

(事務局)

早い時期といっても、夏から秋にかけて変更できればと思っています。

寒川側も新年度になりましたら、縦覧の手続きを進め、ゴールをいっしょにする予定です。

(会長)

他に、どうぞ。

(委員)

公聴会でも建物の高さについて意見が出ていましたが、これは平塚側のみではなく、寒川側も同じ様に一体的に進める計画なので、同じような高さの考え方が適用されるものと考えてよいのでしょうか。

(事務局)

寒川側の新駅周辺の土地については、これからの話であり、駅周辺であることから平塚よりは用途地域の配置も商業的な用途配置となると思いますが、ある程度高度利用の配置も今後検討していくものです。

いっしょに進めているものは、先程説明しましたが、相模川をかえして倉見大神線につながる橋を造らなければいけないので、平塚市側は国道、寒川町側は県道とそれぞれ道路への取り付け変更の手続きは合わせていこうと考えています。寒川町の土地利用については今後の検討によるものと考えております。

(会長)

ここは、田んぼの向こうに富士山がよく見えるところで、景色のよいところです。新幹線からもよく見えます。そのような思いの強いところです。

(事務局)

先程の景観要素シートのNo.16、17ですが、No.16が富士山への眺望、No.17が大山丹沢の山並みへの眺望で、小さな写真ですが大神地区から見た山並みの写真があり、正面に大山丹沢、左に富士山が眺められるようになっています。

ここに、研究施設、物流施設などが立ち並び、北側は厚木市との境で農地が広がっ

ており、農地に日影がなるべく落ちないような高さの配慮ですとか、或いは、国道129号の西側は主に工業系施設で高さが31mとなっておりますので、西側の大山、富士山の眺望に配慮して区画道路1号、区画道路2号を配置していくこと、区画道路1号、区画道路2号の間に、組合設立準備会で進めているところですが、ある企業が産業地区1に物流倉庫を建てたいということで、企業からも富士山の眺望に配慮した配置計画にしたいとの申し出もあるようです。交流情報ステーションからの西の眺望を確保する形で産業地区1の配置を今後検討していただき、私どもといたしましても誘導してまいりたいと考えております。

倉庫は広く巨大なものができるので、上手く誘導してまいります。区画道路1号は、18.5mの幅員があり、その両側5mずつ10mの緑地帯が設けられ、約30mの空間が西に開けます。交流情報センターの西、区画道路2号の西の3つの視点場で、この地域の中で大きくは捉えていきたいと考えております。

(会長)

流通関係の車両は、どのようにアクセスするのです。どこからですか。

(事務局)

国道129号の北側に、新東名の厚木南インターを今建設中ですが、ここから北側に2、3km位にできます。相模縦貫道のすぐ近くですので、メインはその方面からです。

(会長)

市街地には、直接の影響がないということですね。他にはどうですか。

(委員)

悩ましい計画です。1つは国道129号西側に産業地区が配置されており、富士山が見えるように、通りを伸ばすという論議は、例えば公述意見で出ているようなご意見に対しては、あまり説得力がないように思います。通りの向こうに富士山だけが見えればよいということではなくて、のびやかな田圃の中に見える富士山、丹沢の眺めを愛しているというご意見に対してどのように回答するかです。国道129号の東側は平たんですか。

(事務局)

平たんです。

(事務局)

唯一、相模川の堤防とツインシティ橋は高さがあり、そこからの富士山の眺望は確保できると思います。

(委員)

打つ手はないですか。難しいですね。

(事務局)

なかなか田圃から見える自然景観をそのまま確保することは、都市化する場合は難しいです。いろいろ検討はしてきています。傾斜地であればいろいろ工夫はできますが、水田地で平坦地ですので、難しいです。

(会長)

残ったところは市街化調整区域ですから。

(事務局)

農用地域であり、調整区域でも最も厳しいところです。

(会長)

このような開発型の地区計画はあまりないので、20から30年前の図面を見ているような印象を持ちます。

(委員)

3・4・9号倉見大神線の幅員は何mですか。

(事務局)

18.5m。公共交通網を含めて橋自体は、25mになります。

(事務局)

一般交通部と公共交通部に分けられます。一般交通部が北側、平行して南側に公共交通部です。公共交通部は橋を渡って、トランジットセンターまで専用部分となるため、幅員が変わることとなります。

(委員)

区画整理の範囲の決定は赤線で引かれている全域ですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

その中で、せめて富士山の眺望を意識した区画整理、特に公共空間の配置を確保すべきですね。

(会長)

図を見ると真西です。何本かとっていく。例えば、休憩施設があるが、そこにはベンクをとって、富士山、丹沢が見られるように区画整理の中で公園施設を配置するなど、通常の区画整理事業を機械的にやってしまうと、何十年前の事業の繰り返しとなる。景観条例の中で、何とか看板だけは何とかするような話となり、新しい価値を生む開発にはならない。積極的に新しい価値を生む、これは無くなるがこの新しい価値を生むというような開発をすべきです。

(事務局)

この絵にはありませんが、中央部のトランジットセンターがあり、129号沿って交流型情報ステーションがあり、S字で結んでトランジットモールが計画され、それは歩行者を中心とした移動空間で、そこからも富士山の眺望ができるようにしています。複合地区1と複合地区2は、一体にある企業が進出したいとの申し出があり、その申し出者とは、今後、配置計画の中で今のご意見を詰めていきたいです。ここに干渉すると委員のご意見のとおり、交流型ステーションの東側を空けることは難しい。複合地区1と複合地区2を一体で一つの企業が開発するであれば、今のご意見も配置計画の中に取り入れやすいものと考えます。

(委員)

高さの問題は、複合施設地区1、2、敷地面積が10,000㎡を超えると31mまで可とあるので、一体で移管されると31mの高さのものができる可能性があるということですね。高く集約した分が空いている方がいいのかは分からないが、何か違和感があります。

(会長)

昔の丸の内のようなです。

(事務局)

商業施設系の企業が進出予定です。上はマンションではないので、2層、3層であ

れば、そこまでの高さまではいかないと考えています。

(事務局)

この中で一番高い高さのものの想定としては、産業地区1で31mの可能性があり
ます。

(会長)

そこがだめですね。南北に壁のようなものはだめです。

(事務局)

情報ステーションの西側の中間が切れるように、建物の配置計画を誘導していきたい。
その東側公園の計画がありますので、そこから西側が広がるよう、連続した景観
を誘導していきたい。

(会長)

先程の話ですが、産業地区のところで、壁ができないように東西に何本かの軸線を通
して、富士山が見えるように、左右で守っていくようにすれば、変わっていきます。

何本かの重要な軸線を通して守っていくルールを作り、でき上がってれば、企業
が少ない数であれば、調整もできると思います。そのようなガイドラインを作る必要
があります。

(事務局)

ガイドラインについては、今後、眺望軸のようなもの入れ、詳細の検討中で協議し
ていきます。

(会長)

幕張の住宅地区で、南北で少し軸がずれているが、富士山に向って何本かの富士山
軸を入れた。あそこは80mでしたが、ここに軸を入れるときの根拠になります。

(委員)

何か思想が欲しいですね。

(会長)

これだけ見ると、滋賀県での区画整理事業が無くなって、駅が無くなったとならな
いよう、ある意味、商業需要の高いところでもあり、過去の事業と違って、ちゃんと
した景観計画をもっていて、景観計画に沿ってやるとこんなに違うというものができ

ればいいですね。

(会長)

それでは、最後です。新環境事業センター完成について、事務局お願いします。

(事務局)

それでは、新環境事業センター完成についての報告をいたします。

パワーポイントの画面でご説明いたします。配布資料は同様の内容ですので、後程ご覧ください。項目は二つです。完成までの経緯、それから、審議会からの主な御意見と反映状況についてご説明いたします。完成までの経過です。資料は、1ページ左側の上の部分です。

これまで稼働していた旧施設は、昭和63年の稼働から20年以上が経過し老朽化が進み、本来の性能を発揮できなくなっていました。

そこで、新しい焼却場を作る必要性と、国や県の方針である、ごみの広域処理の観点から、平塚市、大磯町、二宮町の1市2町による「ごみ処理広域化実施計画」を策定し、建設を進めてまいりました。平成22年9月に着工し、昨年10月から本格稼働したものでございます。

次に完成までの、景観審議会の関わりでございまして。

着工前の平成22年6月に審議会を開催し、建築物の色彩計画や、既存樹木の保存、全体構想等についてご意見をいただきました。そのご意見をもとに、建築物の外観について、景観アドバイザーをお願いしまして、その案を採用させていただいたところでございます。その年の10月には、改善点等について報告をさせていただいたところでございます。主に、既存樹木の保存について、慎重に検討を重ね、出来る限り残すことができました。そして、昨年9月に竣工、10月から本格稼働となっております。

次に、審議会からの主な御意見とその反映状況についてです。資料は2ページでございます。3項目でございます。一つ目は、建築物の色彩計画についてです。ご意見としては周辺の緑を引き立てるような壁の色彩を採用した方がよいというものでございました。

結果としまして、景観アドバイザーから2つ提案をいただきまして、そのうちのひとつ、これは左の写真でございます。これを採用させていただき、右の写真のように完成した次第でございます。同様の写真を資料の1ページに掲載してございます。これは、大きな形状を周辺から見られる上層部と、働く人から見られる下層部を塗り分けて周辺環境に配慮しており、やわらかい雰囲気、周辺の緑となじみやすい色を選定してございます。

なお、パースと空撮の写真の写りこんでいる部分がずれておりまして、それぞれの

色の線が対応しております。右の写真の右下に写りこんでいる写真が、既存の樹木でございます。2項目目は、既存樹木の保全です。資料は2ページでございます。ご意見として、建築物を目立たせないように、緑量を多くした方がよいというものでした。結果として、出来る限り既存樹木を保存し、さらに、新たな植栽や壁面緑化を施しました。一番左は、桜。2番目はケヤキです。3番目は、壁面緑化、一番右は、駐車場を緑化しています。次に、保存するとしていた樹木で、できなかった樹木の御報告です。資料は3ページでございます。

画面のとおり、敷地の南東にありましたクロマツが、平成23年の台風15号により、倒れるおそれがあったため、やむなく伐採しました。

最後に、旧焼却場の土地利用についてです。御覧のとおり、建設地は、相模川に隣接していることから、ご意見として、河川等の自然を活かすために、間にある、旧焼却場の跡地を一体的に活用し、連続性をもった計画としたほうがよいとのことでした。結果として、現段階では、費用等から取り壊しなどの具体的なスケジュールも決まっておらず、計画は未定です。今後の利用方法につきましては、審議会の御意見を参考にしながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、環境事業センターの報告を終わります。

(会長)

これは、アドバザイザーにお願いしました。何かありますか。

(委員)

イメージどおり出来上がっていると思います。緑が映えるようにというものもあったが、それだけでなく、ごみを運搬する方が施設の北側から入ってくるので、その方々の目に映る部分は白くすることで明るくし、相模川から見える上層部は、緑となじむように若干色を付けたというものです。

(会長)

当初計画よりもだいぶ改善されましたね。最初は、割合緑っぽい色でしたね。緑が背景になるようにという考え方でしたね。

(事務局)

煙突の色の処理もグラデーションという手法で、やってはいけないとの指摘でした。おかげさまで、良い形で事業センターの建設をすることができました。

(会長)

クロマツの倒木の話がありましたが、大雪により最初の案件のところの景観重要樹

木が倒れたということはあったのですか。

(事務局)

大きな被害はありませんでした。今回の候補樹木についても葉の付いている樹木は少し被害を受けていましたが、どちらかというとな候補樹木周囲の樹木の方が枝折れ等の被害が多く見受けられました。特に落葉していない樹木のクロマツ、クスノキ等の葉の付いている樹木に被害が多かった印象です。

(会長)

はい、わかりました。それではよろしいでしょうか。それでは、議事が全て終わりました。

[景観審議会閉会 午前11時43分]

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

平塚市景観審議会

会長 _____ 印

委員 _____ 印